

事務連絡
令和2年5月29日

各指定障害児通所支援事業所 管理者 様

東京都福祉保健局障害者施策推進部
施設サービス支援課長

緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う障害児通所 支援事業所の対応について（通知）

平素より、東京都の障害児・者施策の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。また、新型コロナウイルス感染拡大防止に留意し、各事業所等の運営に努めていただいていることに、厚く御礼申し上げます。

この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項第2号で指定される区域の指定が東京都に対して解除されましたが、令和2年5月25日付2教総総第518号及び令和2年5月28日付2教総総第539号において、都立学校における学校の再開について、令和2年6月1日から段階的に再開するとの通知を行っています。

これを受け、障害児通所支援事業所の対応について、以下のとおりまとめましたので、確認の上、ご対応をお願いいたします。

記

1 放課後等デイサービスについて

（1）運営について

都立学校等の再開に伴い、障害児通所支援事業所においては、感染防止対策を万全に講じたうえで、原則として開所とする。

なお、「新しい日常」の定着に向けて、従前以上に定員の遵守の徹底を図ること。

（2）請求単位について

分散登校を行う際に、学校の一部を休業としている場合については、全部を休

業しているものとして、学校休業日の単価を適用することとする。

なお、令和2年5月25日付2教総総第518号において、都立特別支援学校における対応として、「居場所確保のための児童、生徒等の受け入れは、継続する」とされている旨を申し添える。

(3) 代替的サービスについて

児童が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合、事業所が居宅への訪問、電話その他の方法で児童の健康管理や自宅で問題が生じていないか等の確認、保護者への相談援助などの可能な範囲での支援の提供を行い、当該相談援助の内容について記録を行ったことを以て通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして区市町村が認める場合には、引き続き報酬の算定の対象とすることができることとする。

適用期間の終期については、情勢を鑑み、別途通知する。

代替的サービスの提供に当たっては、厚生労働省発出の事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のため学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その3）」及び「新型コロナウイルス感染症防止のため小学校等臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて（4月28日版）」にも記載があるとおおり、①新型コロナウイルス感染症を予防するための利用者側からの欠席希望があること、②事業所が居宅への訪問、音声電話、Skype その他の方法で可能な範囲の支援の提供の利用者側の利用希望がある場合が前提となっており、③通常のサービス利用とみなされることから、利用者負担が発生することについてあらかじめ保護者に丁寧な説明を行い、事前に保護者に同意を得ること。また、単なる欠席連絡（その後の支援については不要と保護者の意向がある場合）については、サービス提供とはみなされないことに留意すること。通常のサービス利用とみなされるため、支給量のうちの1日に含まれることに留意し、代替的サービスを利用した児童を含めて、運営規程に定めている利用定員を遵守すること。

なお、令和2年6月1日以降は、「(都独自様式) 新型コロナウイルス感染症に関連した代替的サービスの提供記録」を使用すること。また、独自様式については、サービス提供記録と同等のものとして取扱い、内容について保護者の確認を得ることとし、区市町村の求めに応じ、当該書類の写しを提出すること。

2 児童発達支援について

上記1(1)、(3)については、児童発達支援についても準用する。

以上